



お子さんを自転車に同乗させるときは

乗せ方のルールを守りましょう

電動アシスト自転車を安全に利用しましょう

電源を入れるときは、両手はハンドル、両足は地面に。



「けんけん乗り」はやめましょう。



発進時は、ペダルをゆっくり踏み込みましょう。

お子さん2人を乗せる場合は基準を満たした自転車に乗りましょう

幼児2人を乗せる場合には一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を使いましょう。普通の自転車の前後に座席を取り付けて幼児2人を乗せてはいけません。



注意

- お子さんを座席に乗せるときは、必ずベルトをしめましょう。
- お子さんを座席に乗せたまま、自転車から離れないでください。

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!! (令和2年4月1日～)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

● 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続で加入できる自転車向け保険もあるほか、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加している保険等に補償が付いている場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店にお問い合わせください。

自転車側が加害者になった賠償責任の例

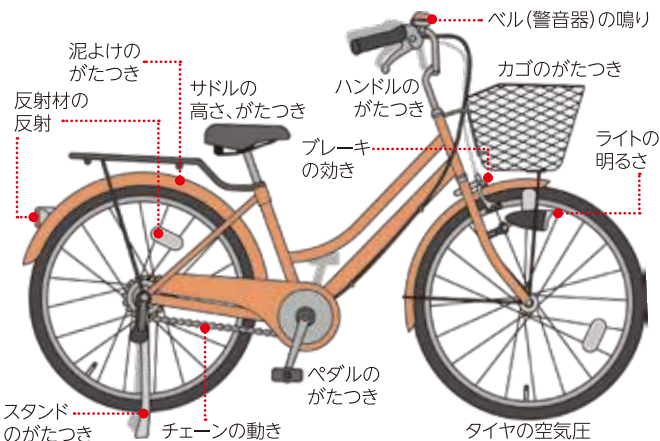
小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じました。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

ヘルメットをかぶりましょう

- 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)
- 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用にも努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

点検整備をしましょう

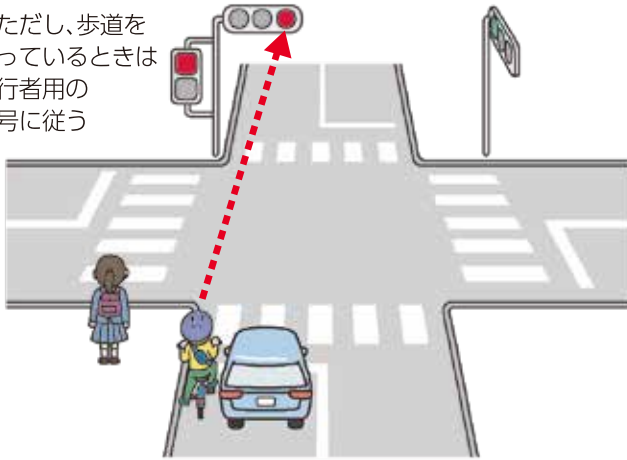
自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



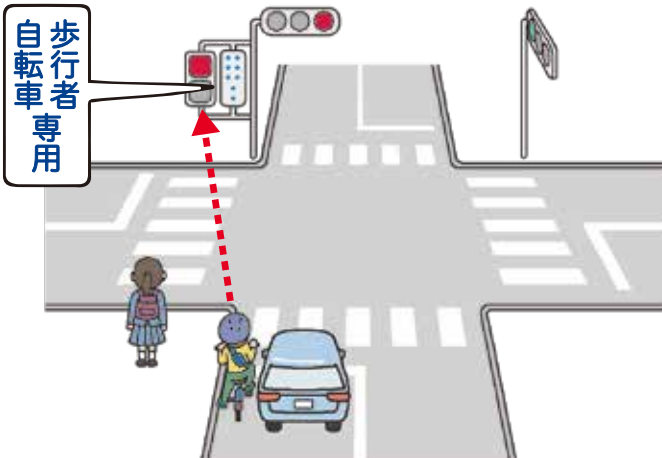
自転車のルールをもう一度確認してみましょう

⚠️「歩行者・自転車専用」の表示がない場合 車両用の信号に従わなければいけません

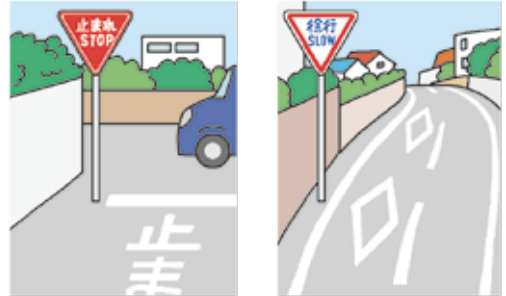
※ただし、歩道を
走っているときは
歩行者用の
信号に従う



⚠️「歩行者・自転車専用」の表示がある場合 歩行者用の信号に従わなければいけません



⚠️道路標識・標示に従い、一時停止 やすぐに停止できるような速度で 通行するなどして、安全を確認し なければいけません

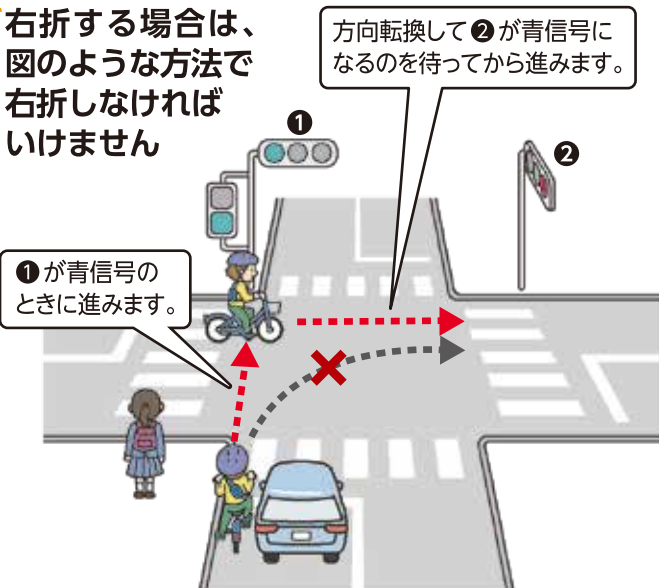


⚠️車道と歩道の区別のある道路では、 原則として、車道を通行しなければ いけません



車道を通行するときは、左側を通行しなければいけません。
歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

⚠️右折する場合は、 図のような方法で 右折しなければ いけません



歩道を通行することができる場合



歩行者優先

- 道路標識により自転車が歩道を通行できるとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき



- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

